

- **設立の手続き**

認可書を受領するのみでは医療法人の設立にはならず、医療法人を設立するためには、次の手続きをすることが必要です。

(1) 認可を受けた後、法務局に設立登記申請書を提出し、設立登記をしてください。
(医療法第 43 条第 1 項)

(2) 登記完了後、遅滞なく医療法人登記事項届、法人の履歴事項全部証明書及び定款（※定款は原本証明が必要であり、割り印は不要です。）を神奈川県知事あてに提出してください。

(3) 登記完了後、速やかに診療所開設許可申請書を提出し、入院設備を有する場合は病床設置許可申請書及び構造設備使用許可申請書を診療所所在地の保健所等に提出し、許可を受けてください。（医療法第 7 条、第 27 条）
なお、入院設備を有する場合は、他に手続きが必要な場合がありますので、各市等に事前にお問い合わせ下さい。

(4) 開設届を診療所（病院）所在地の保健所に提出してください。（医療法施行令第 4 条の 2）

(5) 保険医療機関の指定を受ける場合は関東信越厚生局神奈川事務所で手続きを行ってください。

(6) 保険医療機関指定通知書を受領したのち、保険診療が開始となります。